

オホーツク合同庁舎理容所出店者公募の公告

次のとおり、公募により企画提案を募集し、その内容を審査して最良の提案をした者を選定し、出店者とする手続を実施する。

令和2年（2020年）7月30日

北海道オホーツク総合振興局長 橋本 智史

1 公募に付す事項

- (1) 業務名
北海道オホーツク合同庁舎理容所出店業務
- (2) 営業時間
基本営業時間：開庁日の午前8時45分から午後5時30分まで
裁量営業時間：開庁日の午前8時から午後6時までの間は営業可能
(午後7時までにはすべて終了)
※開庁日：土曜日、日曜日、祝日（国民の休日）、12月29日から1月3日まで
- (3) 出店期間
令和2年（2020年）10月1日から令和7年（2025年）9月30日まで
- (4) 出店場所
北海道網走市北7条西3丁目 北海道オホーツク合同庁舎2階理容所
- (5) 理容内容（必須）
カット、洗髪、ひげ剃りの総合調髪、カット・洗髪・ひげ剃りごとの各メニュー

2 公募の参加にあたって必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 北海道オホーツク合同庁舎内に設置する理容所の基本的な考え方及び使用の許可の趣旨を理解し、出店に意欲があること。
- (2) 個人の場合は、オホーツク総合振興局管内に在住していること。
- (3) 法人の場合には、道内に本店、支店又は営業所を有していること。
- (4) 低廉で良質な技術及び実績を有すること。
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- (6) 道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領（平成4年9月11日付け局総第461号）第2第1項の規定による指名の停止を受けていないこと。また、指名の停止を受けたが、既に停止の期間を経過していること。
- (7) 過去3年間に、理容師法に係る行政処分を受けていないこと。
- (8) 代表者が成年被後見人、被保佐人でないこと又は破産者でないこと。
- (9) 破産手続き開始の決定を受けた法人又は精算法人でないこと。
- (10) 国税及び道税の滞納がないこと。
- (11) 暴力団員関係事業者等であることにより、道が行う競争入札等への参加を除外されていないこと。
- (12) 暴力団関係事業者等ではないこと。

3 応募申請書類等の提出

公募に参加しようとする者は、(1)から(3)までに定めるところにより、応募申請書類を提出しなければならない。なお、審査を行ったときは、審査結果を通知する。

- (1) 提出期限 令和2年（2020年）8月17日（月）午後5時まで
- (2) 提出方法 持参又は郵送（書留郵便に限る。）
- (3) 提出場所 網走市北7条西3丁目 オホーツク総合振興局総務課職員・財産係

4 オホーツク合同庁舎理容所出店者公募要領の交付に関する事項

- (1) 交付期間 令和2年（2020年）7月30日（木）から令和2年（2020年）8月14日（金）の午前9時から午後5時まで（休日等を除く）
- (2) 交付場所 網走市北7条西3丁目 オホーツク総合振興局総務課職員・財産係
- (3) 交付方法 (2)で交付する。なお、北海道オホーツク総合振興局総務課のホームページにおいてダウンロードすることができる。
(アドレス：<http://www.okhotsk.pref.hokkaido.lg.jp/ts/sum/index.htm>)

5 企画提案書類の提出

- (1) 提出期限 令和2年（2020年）8月31日（月）午後5時まで
- (2) 提出方法 持参又は郵送（書留郵便に限る。）
- (3) 提出場所 網走市北7条西3丁目 オホーツク総合振興局総務課職員・財産係

6 審査及び選定に関する事項

北海道オホーツク総合振興局内に「北海道オホーツク合同庁舎福利厚生施設運営プロポーザル審査会」（以下「審査会」という。）を設置し、あらかじめ定めた審査基準及

び審査方法により応募者の申請書類等を審査の上、最も評価が高いと認められる者を出店者に選定する。

7 選定対象からの除外

応募者が、次に掲げる場合に該当したときは、その者を選定対象から除外し、若しくは選定を取り消す場合がある。

- (1) 「北海道オホーツク合同庁舎福利厚生施設運営プロポーザル審査会」の委員又は選定手続き業務に従事する道職員若しくは関係者に対し、本件申請について不正に接触する行為その他公正な手続きを妨げる行為の事実が判明した場合
- (2) 本件提案について不正な利益を得るために連合した場合
- (3) 申請書類等に虚偽の記載があったことが判明した場合
- (4) その他の選定の手続きにおいて不正な行為が認められた場合
- (5) 応募資格を満たしていないことが判明した場合
- (6) 応募者による業務遂行が困難であると判断される事実が判明した場合
- (7) 著しく社会的信用を損なう行為等により、応募者が出店者として業務を行うことについてふさわしくないと道が認めた場合

8 出店手続

出店者を決定した後、行政財産の使用許可を受けて出店となる。
なお、管理運営については、協定書を取り交わすこととする。

9 公募に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名称 北海道オホーツク総合振興局総務課職員・財産係
- (2) 所在地 北海道網走市北7条西3丁目
- (3) 連絡先 電話：0152-41-0602（直通）

9 その他

- (1) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。
- (2) 審査結果及び選定者名は、公表する。
- (3) 詳細は、公募要領による。